



議をお願いするものです。資料「あいとぴあレインボープラン素案の主な修正箇所について」及び「別紙」により、主な修正箇所を説明します。なお、意見の欄の記載がハイフンとなっている箇所については、福祉保健部で再度見直し及び修正した箇所になります。

資料「あいとぴあレインボープラン素案の主な修正箇所について」を御覧ください。まず、1ページが「はじめに」に係る意見とその対応です。No. 2の意見に対し、福祉のまちづくり委員会を早期に設立し、地域包括支援センターが連携して地域生活課題の解決に向けた取組を行うことができる体制を構築する旨の記載に修正しました。次に、2ページから6ページまでが第4次地域福祉計画に係る意見とその対応です。No. 7の意見に対し、様々な面でデジタル化の意識を持って事業を進める旨の記載に修正しました。No. 9の意見に対し、社会福祉充実計画は行政計画ではなく既存事業にそぐわないため、「社会福祉法人が連携した地域における公益的な取組みの支援」に修正しました。次に、No. 10の意見に対してですが、他部署との調整が必要な課題等については早急に対応します。No. 11の意見に対し、福祉基本条例の一部改正には社会福祉法に規定する重層的支援体制整備事業の実施に係る規定が含まれており、令和5年度までの事業実施に係る検討結果を踏まえて5年度中に条例改正を行うことを想定しているため、5年度に条例の一部改正を実施する旨の文言に改めました。なお、社会福祉法の一部改正にはそれ以外の改正箇所もあるため、それ以外の改正箇所に係る福祉基本条例の改正については、令和3年度内の改正に向けた検討を進めます。No. 12の意見に対し、令和2年度中に1地区目の福祉のまちづくり委員会を設置することは困難なため、3年度の事業計画を『「福祉のまちづくり委員会」準備会の設置・開催（1地区目・2地区目）」に改め、4年度及び5年度の事業計画についても3年度の事業計画を踏まえた文言に改めました。

続いて、7ページから8ページまでが高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に係る意見とその対応です。No. 4及び別紙を御覧ください。介護サービスの見込量等の推計については、1ページから6ページまでに記載しているとおり、令和2年度の実績を反映した見込量等に変更しました。各推計値は調整中の値のため、その旨を記載しています。

続いて、9ページが障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る意見とその対応です。No. 3及び別紙9ページの④を御覧ください。表4-89の発達障がい者に対する支援の見込量を子ども発達支援課と調整し、修正しました。

最後に10ページが第1期成年後見制度利用促進事業計画に係る意見とその対応です。No. 1及び別紙9ページの⑤を御覧ください。別紙9ページ

の⑤に記載したとおり、中核機関の設置については、令和3年度の事業計画を中核機関の設置（市・センター）及び中核機関の設置に向けた検討（あんしん狛江）に改め、4年度の事業計画を中核機関の設置（市・あんしん狛江・センター）に改めました。なお、あんしん狛江の中核機関としての位置付けについては引き続き検討します。

なお、市民福祉推進委員会に対しても、修正した箇所について最終答申前に再度説明します。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 計画書内の数値については改めて確認をしてください。

市長 他に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「令和3年1・2月の委員会等の予定及び令和3年第1回定例会について」を報告してください。

部長 まず、令和3年1・2月の委員会等の予定について説明します。閉会中の常任委員会は、総務文教常任委員会を1月27日、社会常任委員会を28日、建設環境常任委員会を2月1日に、いずれも9時から開催します。また、1月28日の午後1時30分から議会運営委員会を開催し、第1回定例会開催のための会派代表者会議を2月10日に、議会運営委員会・議案説明会を15日に開催する予定です。開催場所については、通常どおり議案説明会は議場、その他は第二委員会室となります。

次に、令和3年第1回定例会の日程について説明します。第1回定例会は、2月19日を初日とし、一般質問は2月26日、3月1日、2日の3日間、総務文教常任委員会は3月4日、社会常任委員会は5日、建設環境常任委員会は8日に開会します。予算特別委員会は、3月11日、12日、15日の3日間を予定しており、16日を予備日とします。最終日前の議会運営委員会を3月25日に行い、最終日は26日を予定しています。

市長 続いて、報告事項2「令和3年狛江市議会第1回定例会関係事務日程等について」を報告してください。

部長 定例会提出予定議案締切を1月13日とし、その審議を19日の庁議においてお願いします。定例会議案原稿、行政報告、請願陳情状況報告、一般質問措置状況及び一部事務組合会議結果報告の締切を1月25日とし、第1回定例会の告示は2月12日に行います。2ページ目に起案等のスケジュールを記載しています。

市長 続いて、報告事項3「狛江市未来戦略会議中間報告について」を報告してください。

部長 未来戦略会議については、7月14日の庁議において実施について了承後、8月25日に第1回会議をグループ1・2合同で開催し、その後は、グルー

プ1の議長を市長、グループ2の議長を副市長として、各グループで議論、視察等を行ってきましたが、この度、令和3年度の予算化に向けて企画の概要を取りまとめましたので中間報告を行います。グループ1では、地域づくりをテーマとし、新型コロナウイルス感染症による意識・行動の変化を捉えたまちづくりに関する施策等について、グループ2では、業務改革をテーマとし、新たな日常を踏まえた新しい行政サービスに関する施策等について検討しました。

それでは、資料を用いて説明します。

まず、グループ1の資料を御覧ください。1ページからの「1. 現状分析」においては、市の人口が6月から5箇月連続で減少したこと、直近5年間において30歳代の人口が5年連続で減少していること、合計特殊出生率が停滞していること、2010年から2040年までの若年層の女性人口の減少率がマイナス37.3%と都内市区の中でも高い水準であることを挙げており、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により新しい生活様式が定着することで、都心に近い立地であることのメリットが薄れているとしています。4ページの「2. 未来予測（仮説）」では、分析を踏まえ、今後、市民税の減収や社会保障費の増大が進み自治体としての存続危機を迎える可能性があるとしており、その回避のために「選ばれる自治体」になるための戦略が必要であるとしています。なお、現状分析・未来予測については各グループにおいて行っていますが、それぞれ地域づくりと市役所内部の業務改善にフォーカスした戦略を展開しており、2つの戦略を合わせることで、将来予測で示されている市の課題を解決できるような関係性となっています。5ページからの「3. 戦略」では、人口を確保するに当たり、移住施策と定住施策の2本柱で戦略を展開することとしており、戦略の検討に当たって実施した不動産会社へのヒアリング及びテレワーク施設への視察の概要を記載しています。「3-2. ターゲット」では、現状分析や不動産会社へのヒアリングから、戦略のターゲットを20歳代から30歳代までの、新婚世帯を中心とした単身世帯・子育て世帯とするとしています。7ページからの「3-3. 施策の展開」の移住施策では、安心安全施策として街路灯や防犯カメラに関する取組、ダイバーシティ施策としてパートナーシップ制度の推進、新生活を応援するための助成金の創設及び暮らしやすいまちであることをアピールするプロモーション戦略の実施を提案しています。定住施策では、働きやすいまちづくりとして狛江ならではのテレワーク施設の設置、活気と賑わいのあるまちづくりとして市民団体や民間団体との積極的なタイアップ、「次はこまえ、次もこまえ」プロジェクトとして市内転居への助成金の創設を提案しています。また、これらの施策の展開による目指す姿を、2030年の人口83,000人とし

ています。9ページ「3-4. 次年度予算に向けた提案」として、安心安全施策の街路灯新設予算の増額、市民や不動産会社への周知用チラシの作成予算の計上を提案しており、これらの取組により、「刑法犯認知件数が都内市区で一番少ないまち」というポジションを確固たるものにすることが本戦略の第一歩になることとしています。10ページ「4. 今後の課題」では、ニーズ調査等の実施の必要性に加え、人口増加・維持に当たっては、担当部署だけではなく市全体の問題として課題に向き合っていく必要があるとしています。

次にグループ2の資料を御覧ください。グループ2では「モバイル市役所（持ち運べる市役所）の実現」を目指し、検討を進めています。1ページからの「1. 将来予測/現状分析」においては、まず、市の人口予測、技術の進歩例について記載しており、次に人の意識の変化について個々の生活の充実にプライオリティを置くライフスタイルが望まれていくこと、テレワークの推進や非接触型のサービスの増加等を含めたデジタル化が加速度的に進んでいくこと、地方移住への関心の高まりによって「都心に近い」という優位性が徐々に失われていくこと等を予測しています。また、現在までの市及び国の取組を記載しています。5ページの「2. 前提条件/仮説」では、ターゲットイヤーを2040年に設定し、人口構造の変化、場所という概念の希薄化、個々のライフスタイルを尊重した価値感及び市財政規模の縮小の4つの観点に留意した上で、6ページからの「3. 戦略」において、将来の狛江市のあるべき姿を「モバイル市役所（持ち運べる市役所）の実現」とし、戦略を進める上での3つの方向性を設定しています。7ページを御覧ください。

「1. 行政手続きの電子化の推進」として市民が場所・時間に捉われず、簡単に行政手続やサービスの申請・問合せができる行政サービスシステムの構築、「2. 働き方の改革」として場所に捉われず仕事ができる環境を構築することで人口減少時代においても優秀・多様な人財を確保できる風土づくり、「3. 施設のあり方の見直し」として市役所という「場所」としての価値が低下しバックオフィス業務やシェアオフィスによる他業種交流等の新たな価値を提供していくこと等を主とする業務体制の見直し及び施設としてのあり方の見直し、その方向性となります。なお、その土台として行政手続の電子化が必要となります。そして、それを踏まえた上での働き方の改革として、生産性や創造性の向上、固定費の削減や市役所の場所の活用を見据えた働き方の改革及び多様な働き方を認める等職員のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。また、8ページには、ロードマップを示しています。自治体の業務システムが2025年度までに統一・標準化される見通しであることを踏まえ、モバイル市役所の実現に向けて、バックキャスト思考に

よる手順を示しています。令和3年度以降、まずは今後の戦略における土台づくりとして電子化可能事務・押印廃止可能事務の洗い出し、ペーパーレスの推進及びテレワークの検討といったソフト・ハードの各種制度等を推進する必要があります。9ページでは、令和3年度予算へ計上するものとして、市役所庁舎以外へのwi-fiの整備及びsimfree-pcの増配を提案しています。wi-fiの整備については、災害時における医療機関等との緊密な連携構築のため、福祉避難所として利用されるあいとぴあセンターへのインターネット回線整備を提案しています。なお、simfree-pcの増配については、ある程度のスケールメリットが得られるタイミングで進めていくことが望ましく庁内全体で計画的に進めていく必要があるため、具体的な予算計上は行わず今後の検討事項としています。最後に、10ページの「4. 今後の課題」においては、電子化や働き方の改善を進めるために各課の業務フローの見直しや職員の意識の変化を促す取組が必要であること、情報化を推進するための組織体制を構築していく必要があること、自治体システムの統一・標準化されることを見据えた行政の在り方の再構築に取り組む必要があること等を挙げています。

今後は、予算提案に対して企画財政部と各部で調整を行い、令和2年度末に向けて更に議論を進めた上で正式な報告書を作成し、改めて庁議で報告します。

市長 その他お知らせはありますか。

部長 自治体テレワーク推進実証実験事業への参加についてです。

この度、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）と独立行政法人情報処理推進機構（IPA）との共同実施による、自治体テレワーク推進実証実験事業に応募し、採択されましたので報告します。本実証実験への参加により、自宅から庁内のLGWAN 端末へリモートでアクセスすることができるようになり、自宅にて職場と同じ環境で業務を行うことができるようになります。なお、期間は令和3年度末までです。

庁内ネットワークの設定変更、職員の自宅端末の利用に関する調整等、必要な準備が整い次第、順次進めていきます。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 端末は何台利用できますか。

部長 端末IDは140を上限として利用することができます。

市長 行政においても急激にデジタル化が推進されています。日々革新される新しい技術を用いて利便性を向上させるために、知識と技術の獲得に努めてください。

他に何かありますか。

部 長 インターンシップの実施についてです。

令和3年1月18日から22日までの期間、日本大学の学生3人及び法政大学の学生1人に対し、インターンシップを実施します。実習生に対しては、単なる職業体験に終わらず、行政の役割や、各業務における市の計画・施策への位置付け、目的、根拠となる法律等について理解してもらえるよう指導していただくようお願いします。

また、実習生が公務員という仕事の実態や市について理解することで、将来就職を考える際に選択肢の一つにすること、また、職員が実習生の指導を行うことにより職員自身も成長することを期待していますので、若手職員が積極的に関わることができるようお願いします。受入先は、政策室、地域活性課、環境政策課及びまちづくり推進課で、1人ずつ実習を行います。

新型コロナウイルス感染症対策として、学生にはインターンシップ参加の2週間前から毎日の検温、会食等の自粛を義務付け、途中で体調不良となった場合は中止とすることとしています。

また、個人情報の取扱いや実施中の態度については、大学側でも十分に注意・指導しているところであり、職員課においてもオリエンテーションの際に実習生に対して説明しますが、各職場においても指導をお願いします。

市 長 他に何かありますか。

部 長 令和2年のラスパイレス指数についてです。

令和2年4月1日を基準とした全国自治体のラスパイレス指数が総務省のホームページ上で発表されましたので、市の指数及び順位の速報を報告します。市の令和2年のラスパイレス指数は99.5となり、前年比0.9ポイント減となりました。全国の政令市・中核市を除く市町村順位は公表対象である上位50位までに入っていませんでした。東京都内26市中の順位は、指数が高い順で18位となっています。

なお、ラスパイレス指数については、毎年度全議員に報告しており、令和2年度についても通知文を発出する予定です。

市 長 他に何かありますか。

部 長 市長の年頭挨拶についてです。

令和3年1月4日午前9時から実施しますが、オンライン配信とするため、各部長は自席で視聴することとなります。また、後日動画を共有するため、職員はそれを視聴するようお願いします。

市 長 他に何かありますか。

部 長 狛江市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生についてです。

新型コロナウイルス感染症にり患したのは、市立小学校に在籍するきょう

だいの児童2人であり、陽性が判明したのは12月22日です。当該児童は、12月16日から出席停止としており、保健所の調査の結果、他の児童、教職員等及び学校関係者に濃厚接触者はいなかったため、学校では、校内の消毒作業を行った上で、通常どおり教育活動を実施します。庁議後、議会へ報告するとともに、市教育委員会ホームページで公表しますが、その際は当該児童やその家族及び学校関係者の人権を守るため、不当な差別や偏見につながるような行為を厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段の理解及び配慮をお願いする旨の文章を添える予定です。

市 長 他に何かありますか。

部 長 狛江市立学校教職員に対する処分についてです。

12月7日付けで、東京都教育委員会において、市立中学校主任教諭に対して、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に基づく戒告の発令がありました。

具体的な内容は、11月17日の庁議にて報告していますが、令和元年12月20日、部活指導中に勤務校校庭において、当該主任教諭が当時同校第1学年男子生徒に対し、当該生徒の態度について指導した際、右手の小指側側面で同生徒の下唇を叩き、同生徒に下唇を切る傷害を負わせたというものです。当該案件については、悪質性及び危険性はないものですが、当該生徒及び保護者への対応、また、当該主任教諭及び学校管理職への指導等、東京都教育委員会と連携し対応してきました。

東京都教育委員会より、市教育委員会において当該案件の監督責任に関して、校長に対し口頭注意及び当時の副校長に対し説諭を行うよう指示を受けていますので、12月24日に実施する予定です。

なお、議会に対しては書面にて報告します。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、1月12日午前9時00分から開催します。